

国立大学法人電気通信大学学長選考・監察会議規程

制定 平成16年4月1日規程第4号
最終改正 令和6年6月21日規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第8条第2項の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学の学長選考・監察会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる委員で構成する。

(1) 国立大学法人電気通信大学経営協議会規程第2条第3号に掲げる者の中から経営協議会において選出された者 5人

(2) 国立大学法人電気通信大学教育研究評議会規程第2条第4号から第7号に掲げる者の中から教育研究評議会において選出された者 5人

2 委員が国立大学法人電気通信大学学長選考等規程（以下「選考等規程」という。）第4条に定める学長候補者として推薦されることに同意したときは、委員を辞任しなければならない。

3 委員に欠員が生じたときは、速やかに後任を補充しなければならない。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の委員の任期は、経営協議会委員又は教育研究評議会評議員としての任期を超えないものとする。

(会議の権限)

第4条 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる事項について審議、決定する。

(1) 学長の選考に関する事項

(2) 学長の解任に関する事項

(3) 学長の任期に関する事項

(4) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第10条第4項に規定する大学総括理事を置くことに関する事項

2 前号各号に掲げるもののほか、学長選考・監察会議は、学長の業務の執行状況について恒常的に確認するとともに、在任期間における業績に係る評価を行う。

(会議の運営)

第5条 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 学長選考・監察会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

(議事)

第7条 学長選考・監察会議の議事は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。ただし、選考等規程第7条に定める学長予定者の選考に関しては、単記無記名投票を行い、有効投票の2分の1以上を得たものとする。意向調査対象者が3名いる場合で有効投票の2分の1以上を得た者がいない場合は、上位2名を対象に単記無記名投票を行う。

(構成員以外の者の出席)

第8条 学長選考・監察会議は、必要と認めた場合は、委員以外の者を学長選考・監察会議に出席させて、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 学長選考・監察会議に関する事務は、総務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学長選考・監察会議の運営に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月16日規程第35号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月15日規程第4号)

この規程は、平成19年5月15日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年6月10日)

この規程は、平成22年6月10日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年5月22日規程第6号)

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (平成25年9月3日規程第8号)

この規程は、平成25年9月3日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第38号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第46号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第35号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第112号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月18日規程第46号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和2年5月20日規程第2号）

この規程は、令和2年5月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 （令和4年3月14日規程第56号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （令和6年6月21日規程第13号）

この規程は、令和6年6月21日から施行する。